青森県国民保護計画の変更概要

1 変更の趣旨

青森県国民保護計画は、本県内での武力攻撃事態等における国民の保護に関する措置等について定めた計画として平成18年3月に作成し、必要の都度変更しているものであるが、今般、「青森県危機管理指針」の改正等を踏まえ、計画を変更するものである。

(経緯)

令和2年6月 青森県国民保護協議会で変更案を承認 内閣総理大臣へ変更案の協議

令和2年7月 計画の変更についての閣議決定(変更が確定)※7月10日付け

2 主な変更内容

(1) 「青森県危機管理指針」の改正に伴うもの

「県危機対策連絡室」について、以下のとおり改めた。

- ・設置者を「知事」から「危機管理局長」に変更
- ・室長となる者を「知事」から「危機管理局長」に変更
- ・室員となる者を「副知事、警察本部長及び危機管理局長」から「主管課長及び危機事態に関係する課等の長」に変更

【変更理由】

- ・県危機対策連絡室は、県国民保護計画上、「青森県危機管理指針」に定めるところにより設置することとされている組織であるが、平成31年4月に、同指針に定める組織体制に関し、災害対策本部体制に準じたものとする見直しがなされたことに伴い、本計画においても、これに合わせた変更をするものである。
- ・組織体制を見直した理由としては、県危機対策連絡室は、従前は知事を室長とする体制としていたところであるが、県危機対策本部(本部長:知事)の設置に至らない規模の事態に対応する体制であることから、危機管理局長を室長とする体制に改めたものである。

(2) 所要の整備

その他、表記の統一や字句の整理を行った。